

## 別紙1

# 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

### 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正式名称   | 略称               |
|--|------------------|
| 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則                   | 四半期財務諸表等規則       |
| 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則                    | 中間財務諸表等規則        |
| 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について | 四半期財務諸表等規則ガイドライン |
| 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について  | 中間財務諸表等規則ガイドライン  |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令                             | 開示府令             |
| 中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について(公開草案)(平成21年5月19日公表) | 基準改訂案            |

| No. | コメントの概要   | 金融庁の考え方   |
|-----|---|---|
|     | <b>四半期財務諸表等規則ガイドライン等</b>  |   |
| 1   | <p>四半期財務諸表等規則ガイドライン改正案 21の3では、「前事業年度の…」と記載されているが、基準改訂案の前文の「二 主な改訂点とその考え方 2 四半期レビュー基準の改訂 (1)」及び四半期レビュー基準の「第二 実施基準 9」第1段落目では、「前会計期間の決算日」と記載されており、両者が整合していないのではないかと。</p>                                     | <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、四半期財務諸表等規則ガイドライン 21の3を修正します。</p>  |
| 2   | <p>前会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合で当四半期会計期間末までに大きな変化がなかったときの経営者の対応策の記載についても、ガイドラインに規定すべき。大きな変化がない場合に記載する対応策の合理的な期間が明確になっていないことから、会社ごとに開示内容が異なる可能性がある(中間財務諸表等規則ガイドラインも同様)。</p>                     | <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、前会計期間の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前会計期間の注記を踏まえる必要があること等を、四半期財務諸表等規則ガイドライン 21の3及び21の4等により明確化することとしました。</p>  |
| 3   | <p>継続企業の前提に関する評価期間は1年間であると考えられるが、対応策は少なくとも翌四半期会計期間の末日までのものを提示するとされていることから、対応策が示されない評価期間の開示内容を明確にすべきである。</p> <p>例えば、四半期財務諸表等規則改正案第21条第3号及び中間財務諸表等規則改正案第5条の18第3号の重要な不確実性が認められる理由として、対応策が示されない評価期間における経営</p> | <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、当四半期会計期間の末日から1年にわたって継続企業の前提が成立するとの評価に基づいて四半期財務諸表を作成するときは、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、対応策の対象期間を超えた期間についても継続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載すべきことを、四半期財務諸表等規則ガイドライン 21の5等により明確化する</p> |

|                           |  |   |
|---------------------------|--|---|
|                           | <p>者の意向や方針等を含めた具体的な開示内容について四半期財務諸表等規則ガイドライン及び中間財務諸表等規則ガイドラインで手当することが考えられる。</p>   | <p>こととしました。</p> <p>なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性の状況に応じた記載が必要になること、及び四半期の特性を考慮する必要があることにご留意ください。</p>   |
| <p><b>開示府令</b></p>        |  |   |
| <p>第 11 号様式及び第 12 号様式</p> |  |   |
| <p><b>4</b></p>           | <p>四半期報告書及び半期報告書に新たに「事業等のリスク」の項目が加わることに伴い、発行登録書(第十一号様式)第二部参照情報及び発行登録追補書類(第十二号様式)第三部参照情報において、四半期報告書又は半期報告書の提出日以降、発行登録書及び発行登録追補書類提出日までの間に、当該四半期報告書又は当該半期報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その内容等についても記載すべきではないか。</p> <p>また、発行登録書及び発行登録追補書類において、「事業等のリスク」が記載された場合に、当該事項は、発行登録書及び発行登録追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すべきではないか。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、四半期報告書又は半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、発行登録書及び発行登録追補書類を提出するまでの間に変更その他の事由が生じた場合には、その旨、その具体的な内容及び当該事項が発行登録書及び発行登録追補書類提出日現在において判断した事項であることを記載するよう規定を修正いたします。(開示府令第十一号様式(記載上の注意(9))及び第十二号様式(記載上の注意(8)))。</p> |